

「遺言書」がなく、「遺産分割協議書」がある場合

ご提出いただく書類は以下のとおりです。

原本をご提出いただく書類につきましては、当金庫にてコピーをとらせていただき、原本をご返却いたします。

相続の対象となるご預金のお取引内容によっては、下記と異なる場合もございます。

	ご提出いただくもの	補 足 説 明		入 手 先	ご 提 出 の 時 間 限 定
□	戸籍謄本等（原本） （発行日より1年以内） ※戸籍謄本に代えて、法務局 （登記所）が発行する「法定 相続情報一覧表の写し」でも お手続きが可能です。	被相続人さま	出生から死亡までの連続した戸籍謄本（*）が必要です。	市区町村役場	1 回目のご郵送
		相続人さま	原則不要です。 但し、相続人さまの現在の姓が養子縁組や婚姻・離婚等が変わっている場合は、ご提出いただくことがあります。		
		その他	被相続人さまの連続した戸籍謄本で <u>相続人が確定できない場合</u> 、別途必要です。		
□	印鑑証明書（原本） （発行日より6カ月以内）	遺産分割協議書に捺印した印鑑の印鑑証明書をご用意ください。		市区町村役場	
□	遺産分割協議書（原本）	相続人さま全員の署名・捺印が必要です。		お客様	
□	相続関係届出書	当金庫の相続資金を引き継いだ相続人さま全員の署名・捺印が必要です。		当金庫よりご郵送	2 回目のご郵送
□	被相続人さまの通帳・お取引証等	見つからない場合、相続関係届出書の所定の欄を○で囲んでください。		お客さま	

（*）連続した戸籍謄本とは

お1人の方の戸籍謄本でも、結婚・転籍・養子縁組のほか法務省令による改製により、複数にわたることがあります。

下図において、被相続人さまの出生時は親の戸籍に入っています。（①）

被相続人さまが結婚されると、夫婦の戸籍が別に作られ（②）、転籍されたり（③）、法令による改製があると（④）、その都度戸籍は作り替えられます。

この場合、被相続人さまの戸籍は、一生のうち4つの戸籍にわたることになります。（①②③④）

